

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事標準請負契約約款の改正に伴う  
公共工事履行保証証券等の運用について（通知）

令和元年12月20日に国土交通省中建審第2号で、改正公共工事標準請負契約約款（以下「改正公共約款」という。）の実施を勧告したところ、この改正については令和2年4月1日に施行されます。

公共工事等の契約に当たっては、会計法等において、発注者に対する契約保証金の納付や、これに代わるものとして、金融機関等による公共工事履行保証や履行保証保険等（以下「履行保証等」という。）が必要とされており、改正公共約款の施行後に契約が締結される場合、履行保証等についても改正公共約款の内容に対応したものであることが求められるところ、経過措置として、当面の間下記のとおり取り扱われますよう、貴職におかれましては、特段の配慮をお願いいたします。

また、貴職におかれては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

令和2年4月1日以降に改正公共約款第4条の規定による公共工事履行保証証券又は履行保証保険を建設工事の請負契約に付する場合において、当該証券の契約書（契約約款）に現行の約款の表現が残っている場合であっても、別途改正公共約款に対応した読み替えを示した書類等を付することなど、支払いが行われることが担保される措置がとられている場合は、当面の間、公共工事履行保証証券又は履行保証保険として有効なものであることとして取り扱うものとする。

以上